

地区計画の概要

～敷地面積の最低限度、形態又は色彩その他意匠の制限～

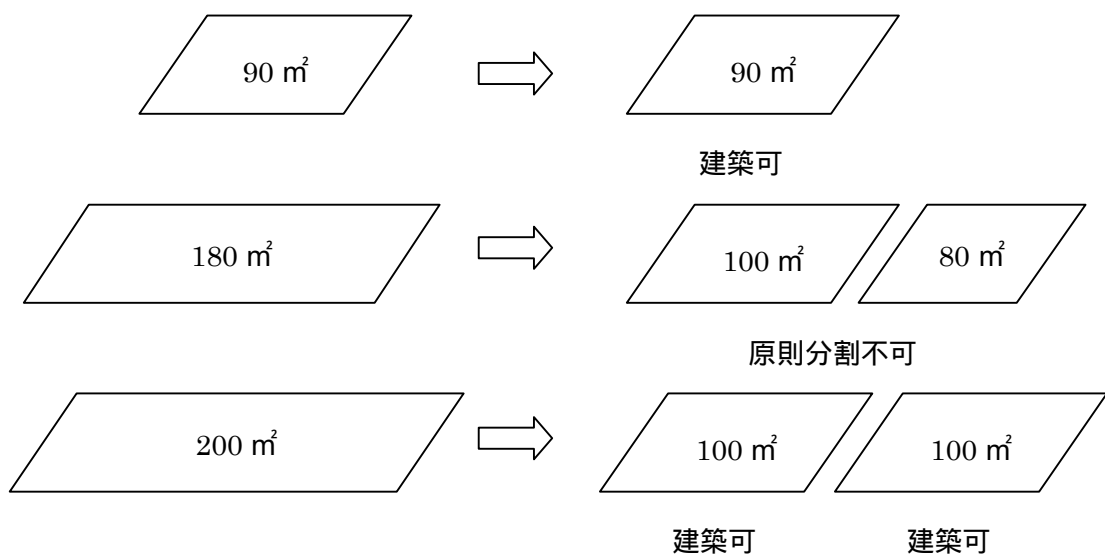
地区計画の方針

西金野井第二土地区画整理事業による基盤整備の効果が損なわれないように、地区計画の策定により良好な住宅地として市街地形成を図るとともに、区画整理事業の効果を発揮した住環境の向上を目指すものとします。

建築物等に関する制限

建築物の敷地面積の最低限度

100㎡（ただし、土地区画整理事業で換地面積が100㎡未満の場合は換地面積）



建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

A地区	B地区
建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色は、周辺環境と調和した色調とする	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色は、周辺環境と調和した色調とする。 2. 屋外広告物については点滅式のネオンサインは使用しない。